

開発行為の申請等に必要書類

区分	提出部数	備考
<p>3 本申請(法第29条に基づく申請) ※市街化区域内又は市街化調整区域内における1,000㎡以上の開発許可申請に適用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 開発行為許可申請書 (2) 位置図(A3版) (3) 区域図(A3版) (4) 住宅明細図(A3版) (5) 公図(の写し) (6) 更正図(A3版又はA4版等) (7) 土地の明細書(A4版) (8) 開発区域全景写真 (9) 従前の公共施設調書 (10) 新たに設置される公共施設調書 (11) 新たに設置されるその他の施設調書 (12) 開発者の住民票又は個人番号カードの写し(法人の場合は登記簿謄本) (13) 委任状 (14) 土地所有者の同意書 (15) 関係権利者の同意書 (16) (14)及び(15)の印鑑証明書 (17) 設計説明書(自己の住居用の場合を除く) (18) 資金計画書(自己用で1ha未満の場合を除く) (19) 預金残高証明書又は融資証明書等(") (20) 工事施行者に関する調書 法人の場合は定款の写しと登記簿謄本添付 (自己用で1ha未満の場合を除く) (21) 設計者の資格に関する調書(1ha以上の場合) (22) 事前協議回答の写し (23) 同上回答に対する措置書 (24) 事前協議終了通知 (25) 承認工事・占用工事・使用許可等の同意及び許可書の写し(私道の接道同意書・土地改良施設に関する同意・許可書の写し等も含む) (26) 土地の登記簿謄本 (27) 現況図 (28) 開発区域求積図 (29) 従前の公共施設求積図 (30) 新たに設置される公共施設求積図 (31) 土地利用計画図 (32) 排水施設計画平面図 (33) 排水施設縦断面図 (34) 造成計画平面図 (35) 造成計画断面図 (36) 道路標準断面図 (37) 道路縦断面図 (38) 公園計画平面図 (39) 公園計画断面図 (40) 給水施設計画平面図 (41) がけ・擁壁の断面図 (42) 各種構造物の詳細図 </div>	<p>○正(1～48): 1部 建設課</p> <p>○【開発登録簿用】 ・2～7、9～11、28～32、 その他必要な図書 :各1部(5は複写機によるコピー可)</p>	<p>1～26、45、46、47、48 は A4 版綴じ込みとすること。その他(27～44)については前記綴じ込みの後に A4 版サイズの図面袋を添付しその中に挿入すること。</p> <p>5 は法務局から直接交付されたもの。複写機等でコピーしたものは不可(開発登録簿用を除く)</p> <p>6 は申請地を示す公図(の写し)が複数枚におよぶ場合のみ必要であり、公図(の写し)を貼り合わせ、1面に表現したもの。申請時には、作成した者の記名押印または署名が必要。</p> <p>5、26 は受付日より3ヶ月以内のもの。</p> <p>12 は受付日より3ヶ月以内のもの。(個人番号カードの写しは、カードの有効期限内かつ現住所が記載されているおもて面のみ提出)</p> <p>16 は受付日から概ね1年以内とする。ただし、1年以内であっても提出を求める場合があります。</p> <p>47 は「新潟市開発行為等の許可の基準に関する条例」に該当する場合に必要。</p> <p>48 は、個人以外の場合は役員等一覧表の名簿(任意様式可)も必要。</p> <p>49 の提出対象は、「『1,000㎡以上の既存宅地で、自己居住用以外』におけるすべての開発許可申請」のもの。</p>

<p>(43) 予定建築物の計画図</p> <p>(44) その他必要な図面</p> <p>(45) " 資料(構造計算書、水利計算書等)</p> <p>(46) 工程表</p> <p>(47) 災害レッド・イエローゾーン事前調査報告書</p> <p>(48) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(自己用で 1ha 未満の場合を除く)</p> <p>(49) 既存宅地による開発行為等事前説明実施報告書</p>		
--	--	--